

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和元年10月11日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

特定社団法人（以下「本件法人」という。）の「受注基準表」「見積書、就業報告書、請求書その他の各様式」「事務処理要項」の各全部。全部というものは、最新版だけでなく、古いものも含めて持っているもの全て。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、次の行政文書を特定し、別表の「文書」における「公開しない部分」（以下「本件非公開情報」という。）が「公開しない理由」に該当するとして、令和元年10月24日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(1) 本件法人受注基準表（以下「本件行政文書1」という。）

(2) 本件法人事務処理要綱（令和元年5月29日改正後要綱及び改正前要綱各1部）（以下「本件行政文書2」という。）

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年10月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消すとの裁決を求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、全部を公開する必要がある。
- (2) 本件処分に係る通知書に記載された「公開しない理由」の主張は誤りである。いずれも条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 本件請求の対象である行政文書は、いずれも公益法人として利用者に知らせておく必要のある内容であって、非公開とする理由はない。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件法人の作成した本件行政文書1は、注文者が事前に知っておくべき情報であり、何ら秘匿すべき情報ではない。
- (2) 本件行政文書1に記載された情報は、作成者が公益法人であって、その性質からも当然に事前に公表しておくべき情報であって、非公開とすべき情報ではない。
- (3) その他の非公開部分も条例に規定する非公開理由に該当しない。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

非公開情報が含まれる本件行政文書1は、本件法人が地域企業等から発注を受け、その作業を会員に斡旋して行わせる請負事業等に係る受注金額等を算定するための基準として、本件法人独自の判断により定めた内部資料である。受注金額等については、この基準表に基づきながら、発注者との間で様々な条件等を確認して行う必要があることから、外部への公開を行っているものではない。

したがって、本件行政文書1は、その全部を公にすることにより、本件法人の円滑な運営に支障を来すなど、法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号本文に該当する情報が記録されている文書として、一部公開としたものである。

審査請求人の本件審査請求の理由についてのいずれの主張に対しても、本件非公開情報は、上記のとおりであることから、条例第7条第2号本文に規定する非公開事由に該当するとした判断に誤りはない。

なお、公益法人が備え置き、閲覧をさせる対象となっている書類については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第21条により定められているが、本件非公開情報は、これらの書類には該当していない。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は本件処分の取消しを求めるが、本件行政文書2は、全部公開しており争いがないと解されることから、その妥当性については審査の対象に含まないこととする。

2 本件行政文書1について

当審査会が見分したところ、本件行政文書1は、本件法人が行う請負事業等に係る職種、仕事の種類及び内容ごとに、それに対応する標準見積単価が記載された、受注金額等を算定するための基準表である。そのうち、会員の収入分となる配分金、本件法人の収益分となる事務費及び合計の標準見積単価と備考ほかが非公開とされていることが認められる。また、実施機関が説明するとおり、本件行政文書1は、認定法上、公表が義務付けられ、公益法人が備え置き、閲覧をさせる対象となっている書類であるとは認められない。加えて、本件法人は、受注金額等については、見積依頼や電話等により発注者に対し個別に提示しているところであり、本件法人が本件行政文書1を自主的に公表すべき事情も認められない。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号本文は、「法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

そこで、実施機関が非公開とした部分について、同号本文に該当するかを検討する。

当審査会が見分したところ、本件行政文書1は、前述のとおり、一般に公表されているものではなく、これを公表するか否かについては、本件法人が判断・決定すべきことである。また、その内容である本件非公開情報は、当該法人が公にしている経営方針等に関する情報であって、公にす

ることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号本文に該当すると判断する。

(2) 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、非公開情報から除くこと、すなわち公開することと規定している。

当審査会が見分したところ、本件非公開情報は、前述のとおりであり、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であるとは認められない。

したがって、これらの情報は同号ただし書に該当しないと判断する。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

(別表)

文書	公開しない部分	公開しない理由
本件法人受注基準表	標準見積単価(時間)欄の配分金欄、事務費欄の配分金の率、事務費欄、合計欄及び備考欄、用具損料の額、注記「6 交通費の加算」の額	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)
(同上)別紙	配分金欄、事務費欄の配分金の率、事務費欄、材料費欄、合計欄、注記「2 運搬費」の加算の額	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)